

4 初児生第23号
令和4年11月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
清重 隆信
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課長
山田 哲也
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局学生支援課長
藤吉 尚之
(公 印 省 略)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長
神山 弘
(公 印 省 略)

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒等の
教育相談等の取組について（通知）

本年11月10日に開催された標記会議の取りまとめにおいて、別添1のとおり、児童生徒の心理的・福祉的支援の観点から、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）による支援の推進を図ること、進学に係る悩みを抱える児童生徒・学生への経済的支援を図ることが確認されました。

また、合同電話相談窓口の業務については、本年11月14日から法テラスに移管することとされ、新たに「靈感商法等対応ダイヤル」として、旧統一教会問題に限らず相談を受け付けることとなりました。

これらを踏まえ、文部科学省としては、引き続き、必要な施策を講じていくこととしておりますが、貴職におかれましても、下記を踏まえた御対応をお願いします。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。）及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校（高等課程を置く専修学校を含む。）に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、学校の教育相談において適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 学校における教育相談

学校において、宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めるとともに、人権擁護局通知に基づき法務省の人権擁護機関から情報提供を受けた場合も含めて児童生徒の心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、学校内の関係者が情報を共有し、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組むこと。

また、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、貴教育委員会が配置するSC又はSSWが児童生徒やその保護者、教職員への相談対応の過程で、宗教（「旧統一教会」以外の宗教も含む。）との関わりに起因する問題を背景とした相談対応を行った事例を把握した場合には、当分の間、別紙1-1の様式により報告をすること。また、「24時間子供SOSダイヤル」における相談の過程で同様の事例を把握した場合には、別紙1-2の様式により報告すること。

2 高等学校等への進学に関する経済的支援

別添1のとおり、生徒等から、宗教との関わりに起因するものとして、授業料や授業料以外の教育費に関する相談があった場合には、各都道府県の高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の担当部署においては、法テラスから紹介された場合も含め、丁寧に対応いただきたいこと。なお、宗教（「旧統一教会」以外の宗教も含む。）との関わりに起因する問題を背景とした相談対応を行った事例を把握した場合には、その都度別紙2の様式により以下の担当まで報告されたいこと。

また、高校生等奨学給付金においては、都道府県において、高等学校等が当該給付金を代理受領し、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺できる旨を都道府県の交付要綱等に規定していると承知しているが、仮に、保護者等が奨学

給付金を授業料以外の教育費に使用しないおそれがあるという相談があった場合には、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するという当該給付金の目的に鑑み、高等学校等における代理受領がなされるよう、対応されたいこと。

3 大学等への進学に関する経済的支援

各学校において、大学等への進学を希望する高校生等からの相談事項が、進学に係る経済的支援に関するものであると認められる場合には、奨学金などについて案内し、必要に応じて生徒が申請できる支援内容等を独立行政法人日本学生支援機構に確認するなど、生徒に寄り添った対応を行うこと。

(本件担当)

1 について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係、生徒指導第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3289)

メール s-sidou2@mext.go.jp

2 について

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課
高校修学支援室

(高等学校等就学支援金) 高校修学第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3567)

(高校生等奨学給付金) 高校奨学金係

TEL 03-5253-4111 (内線3170)

メール shuugaku@mext.go.jp (両係共通)

3 について

文部科学省高等教育局学生支援課
法規係

TEL 03-5253-4111 (内線3050)

メール gakushi@mext.go.jp

被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策

令和4年11月10日
「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

1 法テラスの抜本的な充実・強化

(1) 概要

- 「合同電話相談窓口」の機能等を継承した**対応窓口の設置**（11月14日から）
- 日本弁護士連合会との連携に基づく**経験・理解のある弁護士の紹介**
- **民事法律扶助**（資力の乏しい方への無料法律相談・弁護士費用等の立替え）の積極的な活用
- **心理専門職等を活用したワンストップ型相談会等**の実施

(2) 充実・強化に向けた体制整備等

- **フリーダイヤル**による対応等の相談受付方法の充実強化
- 各取組を推進するための**対応部署の新設と心理専門職等の配置**
- 法テラスを中核とした**関係機関・団体のネットワーク化**による総合的な相談体制の構築
- **データの収集・分析**（2世・3世信者の実態把握も含む）⇒ 相談対応機関と**共有**
- **関係省庁連絡会議**を通じ、総合的解決や更なる取組強化に向けた**体制・環境の整備**

2 消費生活相談等の強化

- 相談対応に当たる**消費生活相談員等のスキル向上・研修**
- SNSを活用した**消費生活センター等の周知、注意喚起や情報発信、消費者教育の取組強化**
- **裁判外紛争解決手続（ADR）の充実**

3 警察による適切な関与

- 相談対応の充実・強化＝迅速・確実な**組織対応の徹底**、関係機関・団体との**一層緊密な連携**
- 刑罰法令に抵触する行為が認められる場合、**法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査**

4 精神的・福祉的支援の充実

- **精神保健福祉センター**における**相談や精神科医療機関の紹介対応**の推進
- **生活困窮者自立支援**
 - ・ **ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援等**
 - ・ **学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等のこどもの学習・生活支援**
- **孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボットの充実**
- **関係機関・団体と法テラス（心理専門職等を配置）との連携強化**

5 こども・若者の救済

(1) 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見

- **市町村及び児童相談所**における**虐待対応**（Q & Aの作成、**SNS相談**の整備）
- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー**による支援の推進
- 法務局における**こどもの人権擁護活動の強化**（**SOSミニレター、SNSによる人権相談等**）
- 「**見守りネットワーク**」（**消費者安全確保地域協議会**）に関する**財政支援、担い手の養成講座**の実施
- **大学生協と連携した靈感商法等の情報提供**
- **チャットボット等、若年層に親しみやすいデジタル技術を活用した周知・啓発**

(2) 心のケア、学習・生活支援等

- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー**による取組の推進（再掲）
- **精神保健福祉センター**の取組の推進（再掲）
- **ハローワーク等を通じた就労支援、高等教育の修学支援新制度等**を通じた**修学支援、生活困窮者自立支援**における**こどもの学習・生活支援**（再掲）

(3) 教育の充実

- **人権擁護機関**による「**人権教室**」、**出前講座等の消費者教育**（再掲）

6 その他

- **在外邦人の保護**（**在外公館**における**相談・支援**）、「**所在調査**」に関する**周知・広報・情報収集**
- **行政相談**における**対応、地方公共団体との連絡調整**
- **現行法を活用した法的整理のQ & Aの更新・周知**／○ **各種研修等の実施**（オンラインも含む）

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の取りまとめ
被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策

令和4年11月10日

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

1 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議設置の経緯等

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「本連絡会議」という。）は、令和4年8月（以下、月日の記載については令和4年を指す。）、「法務大臣を始め関係大臣において、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済に、連携して万全を尽くす」との内閣総理大臣の指示¹を受け、「旧統一教会」²について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主宰により設置された【別添1参照】。

その構成員については、設置目的を踏まえ、当初、内閣官房（孤独・孤立対策担当室長）、消費者庁（次長）、警察庁（生活安全局長）、法務省（大臣官房司法法制部長、人権擁護局長）により構成され、その後、相談体制を更に強化すべく³、総務省（大臣官房地域力創造審議官、行政評価局長）、外務省（領事局長）、文部科学省（初等中等教育局長）、厚生労働省（子ども家庭局長、社会・援護局長）が加えられた。

10月17日、政府は、①旧統一教会に対する宗教法人法に基づく報告徴収・質問権の行使による事実把握・実態解明、②被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化、③今後同様の被害を生じさせないための消費者契約等の法制度の見直しをしっかりと進めていくことを表明した⁴。本連絡会議は、このうち②に関する取組であるところ、今般、これまでの相談状況や様々な指摘等を踏まえ、被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化に向けた方策を取りまとめることとした（以下「本取りまとめ」という。）。

2 連絡会議の開催経過

(1) 第1回関係省庁連絡会議（8月18日）

ア 概要

第1回会議では、関係省庁が連携して相談対応に当たることを確認した上、体制を整備し、9月初旬から相談対応のための集中強化期間（以下「相談集中強化期間」という。）を設けることを申し合わせた。

イ 相談集中強化期間

この相談集中強化期間は、その後の調整により、9月5日から、当面、同月30日を目途として実施することとされ、この期間中、フリーダイヤルによる「合同電話相談窓口」を設置して即時連携できる態勢をとるとともに、「法テラス・サポートダイヤル」、「消費者ホットライン」等の既存の相談窓口においても、相互の連携を強化して相談を受け付けることとされた。

ウ 合同電話相談窓口

合同電話相談窓口は、フリーダイヤルにより、内容を限定することなく幅広く相談を受け付けた上、相談者の話をよく聞き、どのような問題に直面しているかを見極め、その内容に応じて、問題解決に最も資すると思われる適切な既存の相談窓口や制度を案内することを目的に運営することとした。これに備え、本連絡会議は、既存の各相談窓口の機能や関連する制度等についての情報を集約・整理し、共有した上、各相談窓口に伝達した。これにより、各相談窓口は、合同電話相談窓口から案内された相談について適切に対応するとともに、同窓口を介さずに直接寄せられた相談についても、内容に応じて他の相談窓口を案内するなど、合同電話相談窓口と同様の対応を行うこととされた。

また、この取組に関し、日本弁護士連合会も連携を表明し⁵、9月5日から、「靈感商法等の被害に関する無料法律相談の受付」を開始した⁶。

(2) 第2回関係省庁連絡会議（9月30日）

第2回会議⁷では、合同電話相談窓口における9月5日から同月22日までの相談状況についての報告を踏まえ、当面の間、相談集中強化期間を延長するとともに、①関係省庁は引き続き連携して相談対応を行うこと、②相談の趣旨を的確に把握してその解決に資する案内をするよう努めること、③相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないことを改めて確認する旨申し合わせ、それぞれ関係機関に対して必要な通知を行うこととしたほか、その時点で取り組むべきと考えられた施策を取りまとめた。

3 合同電話相談窓口における相談状況（9月5日から10月31日まで）【別添2参照】

(1) 全体の動向

合同電話相談窓口において受け付けた相談の累計は、10月31日の時点で3,650件であったが、全体の約4割が一般的な御意見や他団体に関する相談であったところ、これらを除いた「旧統一教会によるとされた被害に関する相談」は2,367件であった。その内訳としては、約7割（68%）が「金銭的

トラブル」に関する相談であり、次いで約2割（21%）が「親族間の問題」と「心の悩み」に関する相談であった。また、この2,367件について、合同電話相談窓口からの案内先の内訳を見ると、全体の約7割（68.4%）が法テラス（正式名称：日本司法支援センター（※独立行政法人に準じた組織））であり、消費者ホットライン（約7.5%）、よりそいホットライン（6.5%）、警察（6.3%）⁸と続いている。

相談者の年齢については、96.6%が成年（18歳以上）である一方、未成年（18歳未満）からの相談は0.1%、不明が3.3%であった。このように、把握の限りでは、未成年者からの相談は僅かであったものの、寄せられた相談全体の中には、後記(3)のとおり、相談者が未成年であった頃の経験やその影響についての相談など、こどもに関する相談もあった。

また、相談者の性別については、42%が男性、57.6%が女性、0.4%が不明であった。

(2) 金銭的トラブル

「旧統一教会によるとされた被害に関する相談」のうち「金銭的トラブル」に関する相談状況の分析は以下のとおりである。

「直近の金銭支出時期」（何らかの理由により金銭支出を行ったとする者がこれを行ったとする最後の時期）については、20年よりも前であったとする相談が37%と多い一方で、5年以内であったとする相談も合計25%あった。

「相談主体」については、50%が信者の親族であるとする者からの相談である一方、元信者であるとする者からの相談は24%、信者であるとする者からの相談は7%あった。

次に、「金銭支出の目的」については、物品であるとする相談が54%、献金であるとする相談が47%、役務であるとする相談が12%、不明が15%であった。なお、本項目は、複数の目的に関して支出した場合、重複して計上されている。

「金銭支出の経緯」については、約7割が不明であるが、判明した範囲では、靈感商法的言動によるとする相談が約3割であるほか、強要的な言動によるとする相談も若干あった。

「相談者又は金銭支出者の状況」については、その大半が不明であるが、生活保護費や年金を旧統一教会に対する金銭支出に充てている、自己破産後も献金を続けている、金銭支出により預金が消失したといった相談も寄せられている。

(3) 金銭的トラブル以外の相談（親族間の問題・心の悩み）

「旧統一教会によるとされた被害に関する相談」のうち約2割が「親族間の問題」と「心の悩み」に関する相談であり、「よりそいホットライン」や「精神保健福祉センター」のほか、「生活困窮者自立支援機関」への案内も一定数存在した。

信者や元信者からは、教団以外の人間関係がなく孤立している、長期間信じていたものを否定したことで喪失感がある、過去の活動で迷惑をかけたことに後悔しているといった心の悩みに関する相談や、信仰により家族関係が破綻したという親族関係の悩みに関する相談、多額の金銭支出により生活が苦しいといった生活困窮を訴える相談があった。

また、信者の家族やいわゆる2世信者等からは、幼少期からの環境等によりうつ病を発症したので医療機関などを紹介してほしい、家庭環境により精神的に不安定であるといった心の悩みに関する相談や、信者である配偶者に自己の年金をつぎ込まれて生活が苦しい、親がこどもの貯蓄も献金してしまったため生活が苦しく修学が困難であるといった生活困窮や修学に関する相談のほか、若い頃に関係者から1週间断食をさせられたことがあったとの相談もあった。

4 今後の取組

(1) 取組の方向性

前記のとおり、「旧統一教会によるとされた被害に関する相談」のうち「金銭的トラブル」に関する相談が約7割を占め、紹介先の相談窓口として、「法テラス」が大多数を占めたほか、「消費者ホットライン」や「警察」を紹介した相談も一定数認められた。相談の多くは、法的に複雑な問題を含み、法律の専門家による助力を求めるものであり、こうした相談対応を充実・強化するためには、まず、法テラスを相談対応の中核と位置付け、その抜本的な充実・強化（総合法律支援の推進）を図ることが不可欠と考えられた。

また、相談の中には、「親族間の問題」や「心の悩み」についての相談も約2割あり、「金銭的トラブル」と重複する相談も少なくなかった。これらについては、精神的・福祉的支援が重要である。そして、相談者自身、相談開始時点において、金銭的トラブル等の法律支援を必要とする悩みと、精神的・福祉的支援を必要とする悩みとを、共に抱えている場合も少なくなく、相談後に必要となる支援も、これらの複合的な観点が必要となる場合が想定される。

そこで、相談対応の中核となる法テラスに、精神的・福祉的支援の観点も取り込んだ総合的な支援体制を構築するとともに、関係省庁が連携し、これらの複合的な支援に関連する機関・団体（民間団体も含む。）との間に網羅的なネットワークを構築して、切れ目のない支援を行っていくことが必要

となる。

また、とりわけ、いわゆる2世信者や3世信者については、法的なトラブルに加え、精神的・心理的な困難や貧困などの問題があるとされる上、こどもについては声を上げにくいといった事情があるため、関係各機関において、こうした認識の下、緊密な連携を図りつつ、適切な対策を講じる必要がある。これらの方向性に基づき、以下に述べる一連の取組を推進することにより、相談対応体制全体に対する信頼を確保し、潜在的な相談を掘り起こして救済につなげていく。

(2) 法テラスの抜本的な充実・強化

ア 概要

法テラスにおいては、相談者の多様なニーズに応え、問題の総合的解決を図るため、①11月14日に、合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を設置する。また、②日本弁護士連合会との連携に基づくこの種の問題について経験や理解のある弁護士の紹介、③無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助の積極的な活用、④心理専門職等を活用したワンストップ型相談会等を実施していく。

また、法テラスでは、これらの各取組を推進するための対応部署を新設し、その部署において、対応窓口の業務を先行して始動させた上、弁護士・心理専門職等を配置し、相談事例の分析や支援策の企画・立案等も行うことができるよう、早急に準備を進めるなどして、人的・物的体制を強化するとともに、法テラスの所管省庁である法務省を始めとする関係省庁が連携しつつ、各相談機関が有する知見の共有や適切な窓口の相互紹介によるネットワークを形成すること等により、法律支援のみにとどまらない総合的支援に向けた道筋を強力にサポートしていく。

イ 相談受付方法

対応窓口においては、様々な困難に直面している方々からのアクセスを容易にするため、複数の媒体を活用するなどして強力な広報活動を実施するとともに、法テラスとしてフリーダイヤルを設けることとしており、さらに、メール等による対応を検討するなど、相談受付方法の充実強化を図る。

ウ 取り扱う相談内容

合同電話相談窓口には旧統一教会関係以外の団体に関する相談が少なからず寄せられるなど、旧統一教会問題と同様の悩みや問題を抱えた者が相当数存在することがうかがわれる。そこで、対応窓口や対応部署においては、旧統一教会問題のみならず、これと同種の問題をも取り扱う。こうして多くのケースを取り扱い、必要なノウハウを蓄積することを通じ、旧

統一教会問題への対応力も向上させる。

エ 対応部署における心理専門職等の配置

これまでの相談状況等を踏まえると、金銭的トラブル等の法律支援を必要とする悩みと、精神的支援や福祉的支援を必要とする悩みとを、共に抱えている者も少なくない。

また、いわゆる2世問題を踏まえたこどもに関する相談や、在外邦人に関する相談対応も、十分に想定する必要がある。

そこで、法テラスにおいては、単なる法律支援にとどまらず、他の必要な支援についても総合的・一体的な相談対応を行うとともに、国外に居住する日本人の被害者等への支援を実施すべく、新設する対応部署に心の悩みに対応できる心理専門職を速やかに配置するほか、困窮の問題に対応できるソーシャルワーカー、こどもの専門家、国際的な問題への対応に際して不可欠となる通訳人等の専門家についても、可能なものから順次配置し、また配置に向けた検討を行う。

オ ネットワークの形成

法テラスの対応窓口や対応部署を中核としつつ、総合的・一体的な相談対応を可能とするため、消費生活センター等をはじめとする関係機関・団体を網羅的にネットワーク化し、相互に知見を共有して、総合的な相談体制を構築する。この機関・団体には、既に同様の取組を進めて豊富な知見を有する日本弁護士連合会等の民間団体等も含む。また、関係機関・団体相互の人的交流も積極的に検討する。

カ データの収集・分析等による知見の共有

関係機関・団体も含め、ネットワーク全体の相談対応能力の向上のためには、データの収集・分析による知見の共有が不可欠である。そこで、法テラスに新設する対応部署においては、法テラスに寄せられた相談等のその後の対応状況について、2世信者・3世信者の抱える課題の実態把握も含め、相談者の意向やプライバシー等にも配慮しながら、民間団体等を含む関係機関・団体からデータの提供を受けるなどして収集・分析し、知見を蓄積した上、関係機関・団体ともこれを共有して、全体としての相談対応能力の一層の向上に努める。

キ 本連絡会議を通じた体制・環境の整備

本連絡会議の構成員は、それぞれが関係する機関や団体が、前記力により共有された知見等に基づき、相談対応力を向上させるよう取り組むとともに、法テラスを中心としたネットワークの形成や、問題の総合的解決に向けた更なる取組等に必要な体制・環境の整備を行う。

(3) 消費生活相談等の強化

合同電話相談窓口からの紹介先として、法テラスに次いで「消費者ホットライン」が多かったことを踏まえると、消費生活センター等が行う消費生活相談も重要である。

まず、相談対応に当たる消費生活相談員などの職員・スタッフの対応実態を把握した上で、スキルや対応力の向上、意識改革に向けた研修などの取組の強化を図るとともに、必要な人員の確保に努める。また、SNSなどを活用し、消費生活センター等の存在を周知するとともに、必要な注意喚起等を行うとともに、「消費者力」を高めることや、個別のトラブルの手口や対処法に関する教材⁹を充実し、出前講座において普及啓発を図るなど幅広い世代に対する被害の未然防止のための消費者教育の充実・強化に取り組む。さらに、裁判手続には対応の時間がかかることなど各種コストが見込まれることから、これを軽減するために裁判外の紛争解決手続（ADR）の充実も求められる。この点、国民生活センター紛争解決委員会は、重要消費者紛争（消費者と事業者との間で起こる紛争のうち、その解決が全国的に重要であるもの）について、和解の仲介や仲裁を行っているところ、さらなる迅速化を図っていく。

(4) 警察による適切な関与

合同電話相談窓口からの紹介先として、警察も一定数あったことを踏まえると、警察における相談対応の充実・強化に向けた更なる取組¹⁰も重要であり、相談対応に当たっては、迅速・確実な組織対応を徹底するとともに、関係機関・団体との一層緊密な連携を図るなど、当該相談の解決に向けた必要な措置を講じる。

また、各都道府県警察に寄せられた相談や通報において、刑罰法令に抵触する行為が認められる場合は、法と証拠に基づき、迅速かつ適正に対処する。

(5) 精神的・福祉的支援の充実

ア 支援の必要性

前記3(3)の合同電話相談窓口に寄せられた相談等を踏まえると、信者や元信者については、孤独・孤立への手当や、信仰を否定したことによる喪失感や罪悪感などについての心のケア、生活困窮に対する自立支援が必要である。また、信者の家族やいわゆる2世信者・3世信者については、様々な家庭環境から生じた精神的・心理的な困難に対する心のケアや、貧困、修学に対する支援、虐待対応などが必要である。これらを踏まえ、以下では、まず、対象がこどもであるか否かにかかわらず、取り組むべき施策について記載し、こどもについては更に後記(6)で記載することとす

る。

イ 精神保健福祉センターにおける相談や精神科医療機関の紹介対応

精神保健福祉センターにおいては、関係機関との連携を適切に行いつつ、精神保健福祉相談や精神科医療機関の紹介対応に引き続き適切に取り組む¹¹。

ウ 生活困窮者自立支援（就労支援・修学支援を含む）

貧困に関しては、既に市町村、福祉事務所及び自立相談支援機関に対し、関係機関との適切な連携が求められている¹²ところであるが、とりわけ就労支援や修学支援が重要と考えられるところ、生活困窮者自立支援制度において、ハローワークや地域若者サポートステーションを通じた就労支援や、高等教育の修学支援新制度等の修学支援と必要に応じて連携するとともに、自立相談支援機関の就労支援員による支援等や、学習支援、育成環境の改善の助言、進路選択（教育、就労）に関する関係機関との情報提供等のこどもの学習・生活支援を推進する。これらを含めた生活困窮者自立支援一般の機能強化のため、各地方公共団体における相談支援員の加配等による相談支援体制の強化等に必要な補助を実施するほか、生活困窮者等を支援する民間団体の活動を助成する。

エ 孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実

相談に導くツールとして、インターネット等の活用は有効と考えられる。この点、内閣官房孤独・孤立対策担当室では、孤独・孤立対策ウェブサイトにおいて、孤独・孤立対策に資するとされた相談先や支援制度を掲載し、利用者の悩みに応じた適切な相談先や支援制度を案内するチャットボットを提供している。合同電話相談窓口における相談状況を踏まえて「宗教団体から金銭的被害を受けた」等の選択肢を設けるなど、チャットボットの充実を図る。

オ 法テラスとの連携強化

法テラスにおいては、利用者に対して適切な窓口を紹介するとともに、心の悩みに対応できる心理専門職を速やかに配し、生活困窮に対応できるソーシャルワーカー等の配置を検討するなどして関係機関・団体との連携を強化し、こうした連携に基づく相談対応等に関する情報の収集・分析やワンストップ型相談会等支援策を実施することとしており、上記イからエまでの関係機関等においても、法テラスのこのような取組への理解を深め、法テラスとの連携強化を一層進めて、法的支援のみならず、相談者のニーズに応じた精神的・福祉的支援を含む充実した総合支援が図られるようにする。

(6) こども・若者の救済

ア 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見

こどもは自ら声を上げることが困難であり、まずは、虐待、いじめ、貧困等の具体的事象を早期に発見し、救済につなげることが重要である。このことは、旧統一教会問題に限らず、こどもに関する施策全般に共通する課題として、引き続き、関係機関が連携して対応に当たる必要がある。

そこで、①厚生労働省においては、市町村及び児童相談所の虐待対応の現場において適切に対応できるよう、既に発出した通知文書¹³において、「児童の虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条各号に該当する行為を保護者が行った場合には、宗教の信仰等保護者の意図にかかわらず児童虐待に該当しうるものである」とした上、「保護者の宗教の信仰といったことを理由とするものであっても、例えば、身体的暴行を加える、適切な食事を与えない、重大な病気になっても適切に医療を受けさせない、言葉による脅迫、子どもの心・自尊心を傷つけるような言動を繰り返し行うといったことは、児童虐待に該当しうる」とした内容の徹底に努めるとともに、具体的な対応の留意点を整理した Q & A を作成する。宗教を背景とした事案も含めた SNS による相談体制の整備も合わせて行う。また、②学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援の推進¹⁴や、③法務局におけるこどもの人権擁護活動の強化¹⁵等を更に徹底していく。

また、一人では相談することが難しい高齢者や障害者等の配慮を要する消費者について、消費者被害防止の観点から地域の様々な主体がネットワークを形成して見守る活動である「見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）の設置は、こどもたちを含めた家族の見守りにも有効な場面があると考えられる。そこで、④「見守りネットワーク」を設置する自治体に対する財政面での支援や、より効果的な見守りのための担い手の養成講座の実施、地域での効果的な取組の実現に向けた施策に取り組む。

併せて、⑤社会経験が乏しい若者に対して大学生協と連携して靈感商法等の情報を提供したり、⑥前記(5)エのチャットボットの充実も含め、若年層に親しみやすいデジタル技術を活用するなどした周知啓発にも取り組む。

イ 心の悩みに対するケア

虐待、いじめ、貧困等が疑われる事案を含め、こどもの心の悩みに対する幅広い手当てが必要となる事案が想定されるところ、これについても関係各機関が連携した対応を行う。学校においては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援を推進する¹⁶。また、前記(5)イの精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談や精神科医療

機関の紹介対応の推進はこどもの保護にとっても大切である。

ウ 若者の就労、修学支援

若者に対する就労支援及び修学支援として、ハローワークや地域若者サポートステーションを通じた就労支援、大学等に進学できる機会を確保するための給付型奨学金や授業料等の減免による高等教育の修学支援新制度等を通じた修学支援にも取り組む。このほか、前記(5)ウのとおり、生活に困窮している世帯を対象に実施している生活困窮者自立支援制度におけるこどもの学習・生活支援についても推進する。

エ 教育の充実

教育の役割も重要である。学校現場における教育はもとより、これとの連携の下に行われる法務省の人権擁護機関による「人権教室」¹⁷、出前講座等の消費者教育は、こども・若者が視野を広げ、多角的なものの考え方を身につける上で、極めて重要である。こうした取組は、結果として、潜在的な悩みを抱えるこども・若者自身が自己の悩みに気づき、相談へと向かうきっかけともなることが期待される。

講座等の実施に当たっては、オンラインによる講座等、デジタル技術の活用も積極的に行う。

オ 法テラスとの連携強化

法テラスにおいては、こどもの悩みに応じた適切な窓口を紹介するとともに、こどもの心情等に配慮することのできるこどもの専門家の配置を検討するなどして関係機関・団体との連携を強化し、こどもの実効的な救済の実現に努めることとしており、上記の関係機関等においても、法テラスのこのような取組への理解を深め、法テラスとの連携強化を一層進めて、法的支援のみならず、相談者のニーズに応じた心の悩みに対するケア、学習・生活支援を含む総合支援が図られるようにする。

(7) その他

ア 在外邦人の保護¹⁸

各在外公館においては、在外邦人からの様々な相談に応じ、日本の家族への連絡を支援するなどして問題の解決を図るほか、要件を満たした場合の帰国費用の貸付け、一部公館で契約している精神医療専門家との連携を行っている。また、海外に在留している可能性が高く、長期にわたってその所在が確認されていない邦人について、その所在を長期間把握できていない親族(三親等内)の求めに応じ、可能な限り確認する「所在調査」を行っている。これらの取組について、周知・広報や情報収集に努めるとともに、法テラスを始めとする関係機関等との連携を図る。

イ 行政相談における対応、地方公共団体との連絡調整

全国 50 か所の総務省行政相談センターにおいても、どこに相談したらよいか分からないものを含め寄せられた相談について丁寧に内容を聞き取った上で法テラスを始めとする関係機関等を案内するなど、適切な対応を継続する¹⁹。

また相談対応に係る関係省庁が地方公共団体の担当部署に宛てて発出した協力依頼通知を、各団体内で総合調整などを担当する総務担当部長にも情報提供することにより担当部署間で連絡を密にするなど、当該通知に基づく適切な対応を要請する。²⁰

ウ 現行法を活用した国民向けのわかりやすい法的整理のQ & Aの周知

悩みや問題を抱える者を相談につなげるためには、国民に対し、現行法を最大限活用することにより、救済の可能性を示すほか、各種制度やその相談窓口を分かりやすく周知する必要がある。既に、法務省のホームページにおいては、現行法を活用した国民向けのわかりやすい法的整理のQ & A（「お悩み解決のヒントとなるQ & A」）を公表²¹しているところ、今後、法テラスと連携しつつ、内容を随時更新するとともに、様々な媒体を用いてその周知を図る。

エ 研修等の実施

本取りまとめに記載された相談や教育等に携わる全ての関係者が、十分な理解と認識に基づき、適切な対応を行うため、法テラスを中心としたネットワーク等を通じて共有された知見等に基づき、各研修等の機会を通じ、必要な知識と技能を身につける。これに際しては、地方に在住する関係者の便宜等も考慮し、オンライン研修等の活用も積極的に検討する。

以 上

¹〔8月10日、内閣総理大臣記者会見〕「2点の指示をいたしました。第1に、憲法上の信教の自由は尊重しなければなりません、宗教団体も社会の一員として関係法令を遵守しなければならないのは当然のことであり、仮に法令から逸脱する行為があれば、厳正に対処すること。第2に、法務大臣始め関係大臣においては、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済に連携して、万全を尽くすこと。これらを岸田政権として徹底し、国民の皆さんから信頼される行政運営を行ってまいります。」

² 現在は世界平和統一家庭連合。本取りまとめでは「旧統一教会」という。

³〔8月24日、内閣総理大臣記者会見〕「被害者救済の観点から、相談の体制や相談機関を強化する方向でしっかり検討し、連携して対応に万全を期すよう指示を出したところです。」

⁴〔10月17日、衆議院予算委員会宮崎政久議員に対する総理答弁〕総理は、同日、永岡桂子文部科学大臣、葉梨康弘法務大臣、河野太郎内閣府特命担当大臣に対し、本文記載の内容について、それぞれ指示を行った。

⁵ 日本弁護士連合会は、8月29日、「靈感商法及びその他反社会的な宗教的活動による被害実態の把握と被害者救済についての会長声明」において、本連絡会議について取り上げた上、「国のこのような取組は、被害者救済の第一歩として評価できるものであり、当連合会としても抜本的かつ実行的な解決策の構築に向けて、積極的に連携協力をしていく所存である。」と述べている。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2022/220829.html>

⁶ <https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2022/220905.html>

⁷ 関係者として日本弁護士連合会の担当者も出席し、取組状況について説明がなされた。

⁸ 紹介先として警察を案内した相談の中には、犯罪が疑われるのではないかと考えられる相談もある一方、いわゆる見守り支援等に関する相談なども相当数ある。具体的にどのような相談が刑法等の刑罰法規に触れる疑いがあるかどうかについては慎重に決せられるべき事柄であり、その件数や内容について明らかにすることは困難である。

⁹ 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）に基づく消費者教育推進会議に設けられる「消費者力」育成・強化ワーキングチームにおいて、幅広い世代に対応した「消費者力」を身に付けるための新たな教材を開発するほか、典型的なトラブル事例について手口や対処法に関する教材の充実、関係団体等と連携した啓発の強化を行う。

¹⁰ 10月7日、警察庁は、各都道府県警察の長らに対し、「『旧統一教会』問題への更なる取組の推進について」との通達を発出した。

¹¹ 厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部は、10月6日、都道府県知事等に宛てた「精神保健福祉センターにおける相談対応について」において、他の関係機関が発出した各通知を引用した上、「関係機関との連携を適切に」行うように協力を依頼している。

¹² 厚生労働省社会・援護局は、10月6日、都道府県知事等に宛てた「市町村、福祉事務所及び自立相談支援機関における相談対応について」において、他の関係機関が発出した各通知を引用した上、「関係機関との連携を適切に」行うよう協力を依頼している。

¹³ 10月6日付け厚生労働省子ども家庭局が各都道府県知事及び市町村長に宛てた通知文書参

照。

¹⁴ 文部科学省初等中等教育局は、10月6日、各都道府県教育委員会教育長等に宛てた通知文書（以下「10月6日付け文科省通知」という。）において、「SC（※スクールカウンセラー）及びSSW（※スクールソーシャルワーカー）の配置拡充を含めた教育相談体制の充実に向けた施策を講じていく」とした上、「学校においては、宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努める」とした。

¹⁵ 法務省人権擁護局は、10月6日、法務局人権擁護部長等に宛てた通知文書において、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」及びSNS（LINE）による人権相談を端緒に、宗教との関わりに起因して子どもの権利・利益が脅かされているといった相談があれば、これを的確に把握し、関係機関との連携を含む「実効的な相談対応等を積極的に実施する」とした。

¹⁶ 10月6日付け文科省通知においては、「児童生徒の心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、学校内の関係者が情報を共有し、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組むこと」としている。

¹⁷ 児童の権利に関する条約には、生命に対する権利、児童の最善の利益の考慮、児童の意見の表明の権利の確保、差別の禁止などが規定されている。法務省の人権擁護機関においては、このような観点を踏まえた人権啓発活動を行っていく。また、こうした取組を実施するに当たっては、宗教を理由とする偏見・差別があってはならないことや、信仰告白を強要することは信教の自由の侵害にもつながることについても配慮した内容とする。

¹⁸ 外務省では、10月3日、領事事務を行っている全ての在外公館に対し、在外邦人からの「旧統一教会」関連の所在調査依頼や支援要請を受けた場合には、遅滞なく随時外務本省に報告・相談しながら、適切に対応するよう訓令を発出した。

¹⁹ 総務省行政評価局行政相談企画課及び行政相談管理官室は、9月30日、全国50か所の総務省行政相談センター（管区行政評価局、四国行政評価支局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター）宛てに、行政相談における「旧統一教会」問題への対応について通知した。

²⁰ 9月7日付け及び10月7日付けで総務省地域力創造グループ地域政策課長が各都道府県及び各市区町村の総務部長宛てに「『旧統一教会』問題・相談集中強化期間における相談対応への適切な対応について」を発出した。

²¹ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00200.html

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催について

令和4年8月15日
関係省庁申合せ
令和4年9月1日
一部改正

- 1 「旧統一教会」（現在は世界平和統一家庭連合）について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主幸により、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」と言う。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	法務大臣
議長代理	法務事務次官
構成員	内閣官房孤独・孤立対策担当室長
	警察庁生活安全局長
	消費者庁次長
	総務省大臣官房地域力創造審議官
	総務省行政評価局長
	法務省人権擁護局長
	法務省大臣官房司法法制部長
	外務省領事局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省子ども家庭局長
	厚生労働省社会・援護局長

- 3 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 連絡会議及び幹事会の庶務は、法務省人権擁護局において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

相談状況の分析（9月5日～10月31日）

令和4年11月10日

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

全体の動向

○ 相談実績

受付相談件数 3,650件（累計）

旧統一教会関係の相談						旧統一教会関係以外の相談			
① 金銭的トラブル	② 身体的被害及びその危険、行為の強制	③ 生活苦	④ 誹謗中傷・嫌がらせ	⑤ 個人情報悪用の懸念	⑥ 心の悩み（心の健康に関する問題も含む）	⑦ 親族間の問題	⑧ 行政に関する相談	⑨ その他	806
1,615	96	53	72	25	195	311	558	421	806

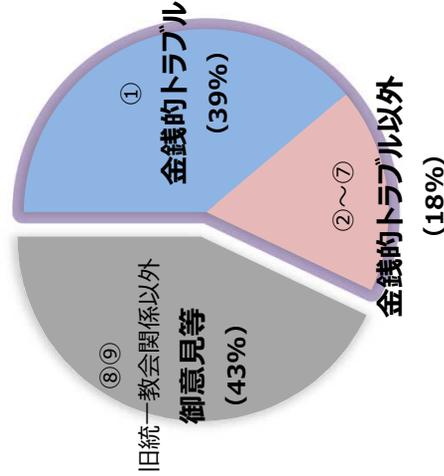
○ 相談者の年齢

成年（18歳以上）	未成年	不明
96.6%	0.1%	3.3%

○ 相談者の性別

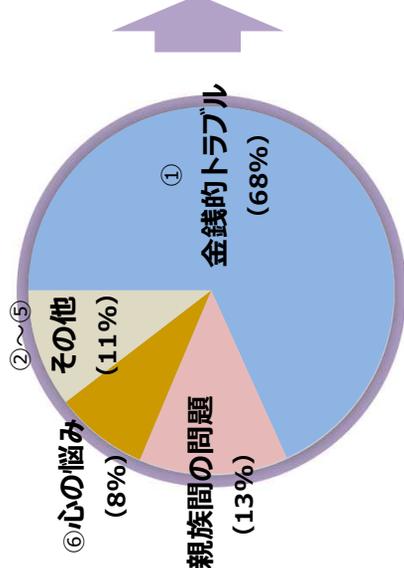
男性	女性	不明
42.0%	57.6%	0.4%

○ 相談類型



うち旧統一教会によるとされた被害に関する相談

2,367件（相談実績の①～⑦）



※ 相談内容が複数ある場合は重複して計上しているため、受付相談件数とは一致しない。

合同電話相談窓口からの紹介先

紹介先	件数	割合
法テラス	1,246	68.4%
消費者ホットライン	136	7.5%
よりそいホットライン	119	6.5%
警察	115	6.3%
法務局（人権相談）	43	2.4%
精神保健福祉センター	38	2.1%
生活困窮者自立支援機関	32	1.8%
その他	92	5.0%

金銭的トラブル (1,615件)

○ 直近の金銭支出時期

1年以内	17%
2～5年以内	8%
6～10年以内	10%
11～20年以内	16%
20年越え	37%
不明	12%

○ 相談例

- ・ 信者であった10年間、祝福結婚、先祖解怨などの名目で、数百万円から10万程度の献金を多数回繰り返してきたが、取り戻せるか。
- ・ 信者である家族が、これまで1億円を超える献金をしたため、自己破産したほか、私はその家族のために借入れも行っている。返金を求めたい。
- ・ 信者である家族は、ここ数年1,000万円弱の献金をするため、生命保険を担保に借金し、公共料金も支払っていない。どうしたら良いか。
- ・ 私は信者でないが、数年前、除霊のためと言われて壺を買って、健康食品等も購入した。返金を求めたい。

○ 相談主体

信者	元信者	親族	知人等	不明
7%	24%	50%	16%	3%

○ 金銭支出の目的 ※

物品	献金	役務	不明
54%	47%	12%	15%

※ 同一の相談での対象が複数の場合は重複して計上。

○ 金銭支出の経緯

霊感商法的言動	強要的言動	不明
29%	3%	68%

○ 相談者又は金銭支出者の状況

生活保護	自己破産	年金費消	預金消失	不明
0.3%	1.3%	1.2%	14.2%	83.0%

金銭的トラブル以外の相談例 (752件)

- ・ 2世信者であるが、幼少期からの環境等によりうつ病を発症したことで医療機関などを紹介してほしい。
- ・ 2世信者であるが、家族から離れて暮らしたい。独立したい。
- ・ 信者である配偶者に自分の年金を献金につき込まれ、生活が苦しい。
- ・ 退会しようとしたところ、脅迫のような行為を受けた。
- ・ 両親が収入の多くを献金してしまうため、経済的に苦しく、就学が困難である。
- ・ 2世信者であるが、高校生のところ関係者から1週間断食をさせられたことがあった。

御意見等 (1,785件)

○ 類型

⑧行政に関する相談	⑨その他	旧統一教会関係以外の相談
31%	24%	45%

○ 内容

